

# 都市計画道路岩槻中央通り線（岩槻橋）

事業認可に伴う説明会



平成31年3月14日

さいたま市 建設局 土木部 道路計画課

# 本日の説明事項

1. 事業概要について \_\_\_\_\_ 2
2. 事業認可について \_\_\_\_\_ 9
3. 用地補償について \_\_\_\_\_ 別紙

# 1 事業概要について

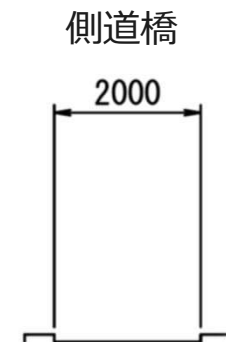
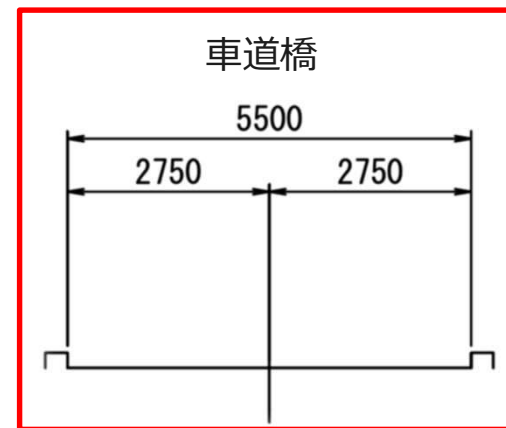


- 「さいたま市地域防災計画」における**緊急輸送道路**
- 都市計画道路 岩槻中央通り線として**現道拡幅の計画**

# 1 事業概要について

## 岩槻橋（車道橋）

- 橋 長 | 76.2m
- 幅 員 | 5.5m
- 竣 工 | 昭和16年（1941）

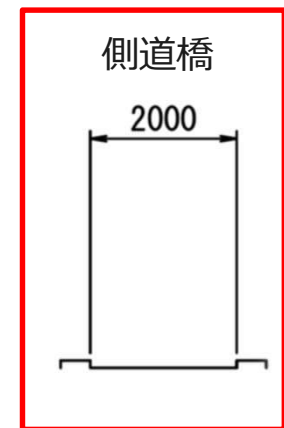
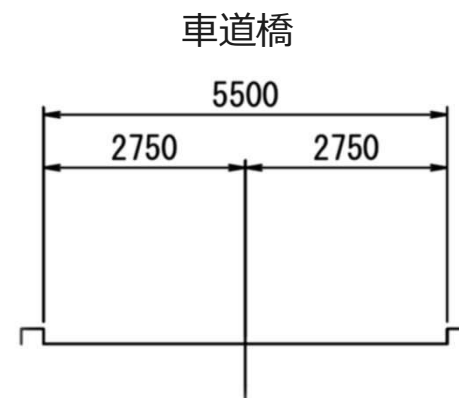


現況 橋梁部

# 1 事業概要について

## 岩槻橋（側道橋）

- 橋 長 | 80.2m
- 幅 員 | 2.0m
- 竣 工 | 昭和60年（1985）



現況 橋梁部

# 1 事業概要について

## 課題

- 竣工から約**80**年が経過している
- 車道幅員が5.5mと**狭い**
- 歩道が**片側のみ**設置されている



- **老朽化**により劣化・損傷が進んでいる
- 古い基準で作られた橋であり、耐震性に劣る
- 通行車両等の安全性に劣る

# 1 事業概要について

## 今回事業の方針

- 岩槻橋については**架替え**を行う
- 岩槻橋前後の交差点部までを**都市計画道路**として整備を行う

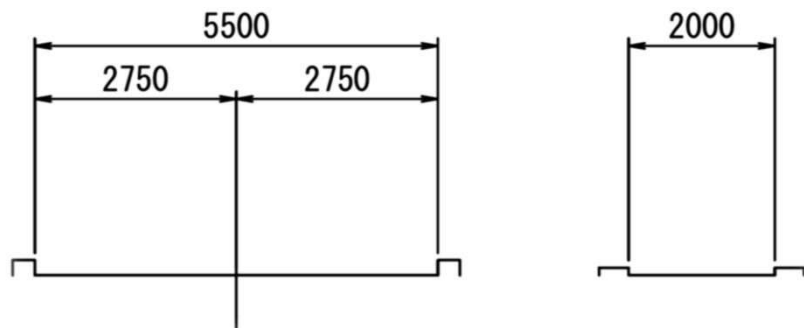


- 架替えを行うことで最新基準に適合した橋となり、地震に対する安全性が向上する
- 通行車両等の安全確保につながる
- 緊急輸送道路としての機能向上につながる

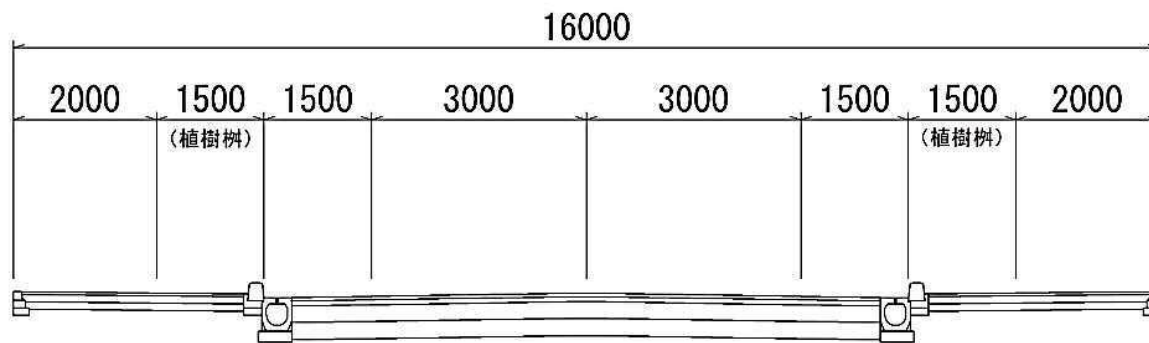
# 1 事業概要について

## 標準横断図（橋梁部）

### ■ 現況



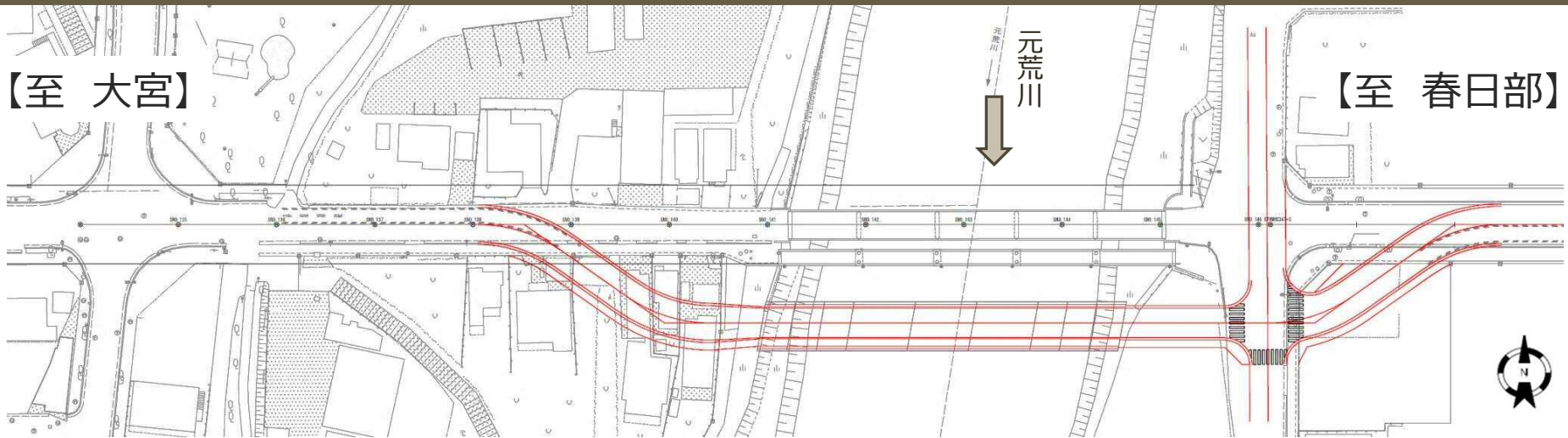
### ■ 完成形





# 1 事業概要について

## 仮設道路計画図



## 2 事業認可について

### 告示内容

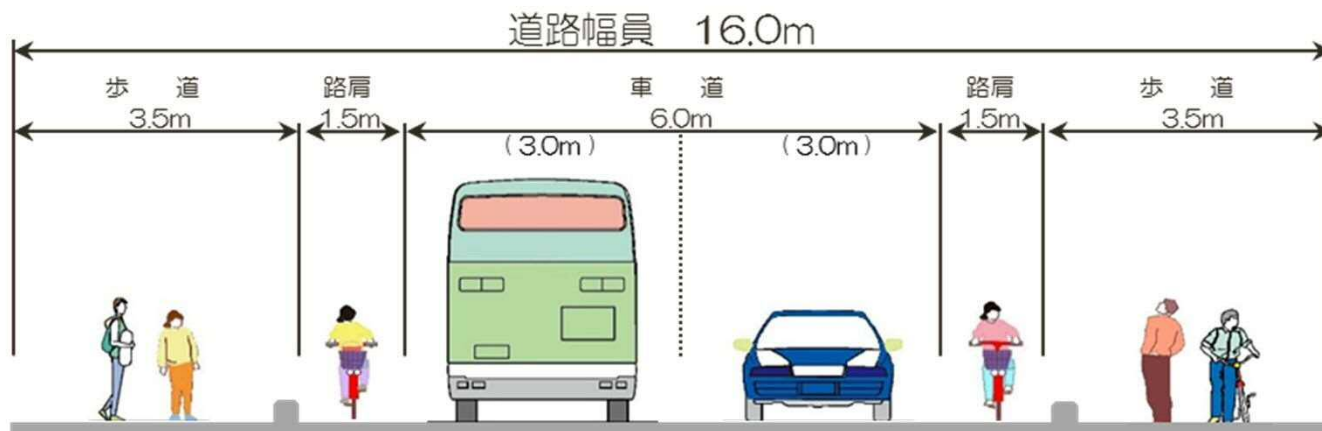
項目	内容
告示番号	埼玉県告示第176号
事業認可日	平成31年3月1日
施行者の名称	さいたま市
都市計画事業の種類及び名称	さいたま都市計画道路事業3・4・139号岩槻中央通り線
事業施行期間	平成31年3月1日から平成39年3月31日まで
事業地	(収用の部分) 埼玉県さいたま市岩槻区本丸四丁目及び太田二丁目地内 (使用の部分) 埼玉県さいたま市岩槻区本丸四丁目、南平野一丁目、 三丁目及び太田二丁目地内 (一級河川利根川水系元荒川)

※事業認可の告示については、埼玉県のホームページで確認できます。

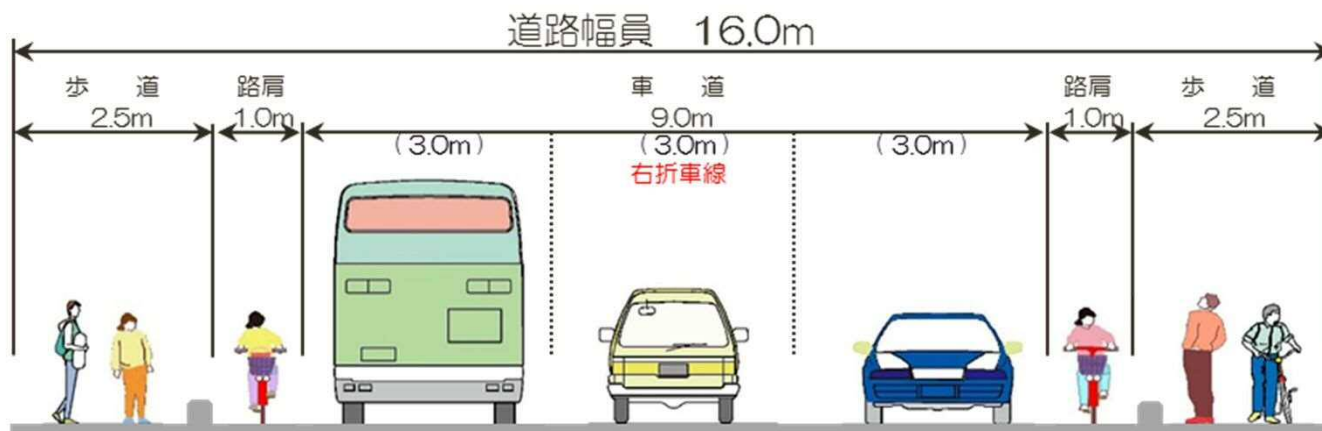


## 2 事業認可について

### 横断図（標準）



### 横断図（交差点部）



## 建築等の制限（都市計画法第65条）

事業地内に施行の障害となるおそれがある行為をする際に、許可が必要となります。

施行の障害となるおそれがある行為とは

- ① 土地の形質の変更
- ② 建築物の建築
- ③ その他工作物の建設
- ④ 移動の容易でない物件の設置若しくは堆積

原則としてこれらの行為は**不許可**となります。

## 土地建物等売買の制限（都市計画法第67条）

事業地内の土地建物等を売却する際は事前に、予定金額、買い主等の届出が必要となり、届出期間中は当該土地建物等を譲り渡すことが出来ません。

⇒届出後、さいたま市は30日以内に買い取るかどうかを通知します。

買い取る場合

売却予定金額に相当する代金で買収

買い取らない場合

売却可能

**事業用地にかかる土地をご売却のご予定がある方は、事前に 北部建設事務所 用地課にご相談ください。**

## 2 事業認可について

### 土地収用法の適用（都市計画法第70条）

土地収用法に基づく収用権が付与され、収用委員会に対して  
裁決申請や明渡裁決の申立が可能になります。

**任意で用地取得できるように交渉を重ねてまいります。**

## 損失の補償等の概要看板

## お知らせ

皆様のご協力により起業者（さいたま市）が進めております「さいたま都市計画道路事業3・4・139号岩槻中央通り線（岩槻橋）」については、平成31年3月1日に都市計画法第59条第1項の規定に基づく都市計画事業の認可を受け、同法第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示（埼玉県告示第176号）がありました。

都市計画法では、この告示をもって土地収用法第26条第1項の規定による事業の認定の告示とみなされ、事業施行期間内は告示があった日から1年を経過するごとに、新たに事業の認定の告示があったものとみなされることになっております。

したがって、本事業の場合、今年度の事業の認定の告示があったものとみなされる日は、平成31年3月1日となり、この日を基準として、土地収用法の規定が適用されますので、土地所有者及び関係人の皆様に、同法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせします。

## 記

## 1 事業の認定の告示があったものとみなされる土地

## (1) 収用の部分

埼玉県さいたま市岩槻区本丸四丁目及び太田二丁目地内

## (2) 使用の部分

埼玉県さいたま市岩槻区本丸四丁目、南平野一丁目、三丁目及び太田二丁目地内  
（一級河川利根川水系元荒川）

注）この土地を表示する図面は、北部建設事務所道路建設課でご覧ください。

## 2 土地価格の固定について

前記1の土地については、事業の認定の告示があったものとみなされる日をもって土地価格が固定されることとなります。

## 3 土地所有者及び関係人が受けることができる補償について

土地所有者は土地に対する補償金を、土地に関する所有権以外の権利を持っている者はこれらの権利に対する補償金を、建物等の所有者、借家人などは移転に必要な補償金をそれぞれ受けることができます。

## 4 関係人の範囲の制限について

事業の認定の告示があったものとみなされる日以後において、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人には含まれないこととなります。

## 5 損失補償の制限について

事業の認定の告示があったものとみなされる日以後において、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするとき、あらかじめ埼玉県知事の承認（都市計画法第65条第1項の規定による認可）を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

## 6 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者（さいたま市）が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決申請を早く行うよう起業者（さいたま市）に対し請求することができます。

## 7 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者（さいたま市）に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

## 8 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接埼玉県収用委員会あてにすることができます。

## 9 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「公共事業における用地補償パンフレット」に記載されています。パンフレットが必要な方は、さいたま市建設局土木部道路計画課、北部建設事務所用地課においてくだされば配布します。

## 10 その他不明な点については、下記へお問い合わせください。

## 起業者 さいたま市

<問い合わせ先> さいたま市建設局土木部道路計画課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

直通 048-829-1499

FAX 048-829-1988

さいたま市建設局北部建設事務所用地課

住所 さいたま市大宮区大門三丁目1番地

直通 048-646-3218

FAX 048-646-3269

さいたま市

約1.0m

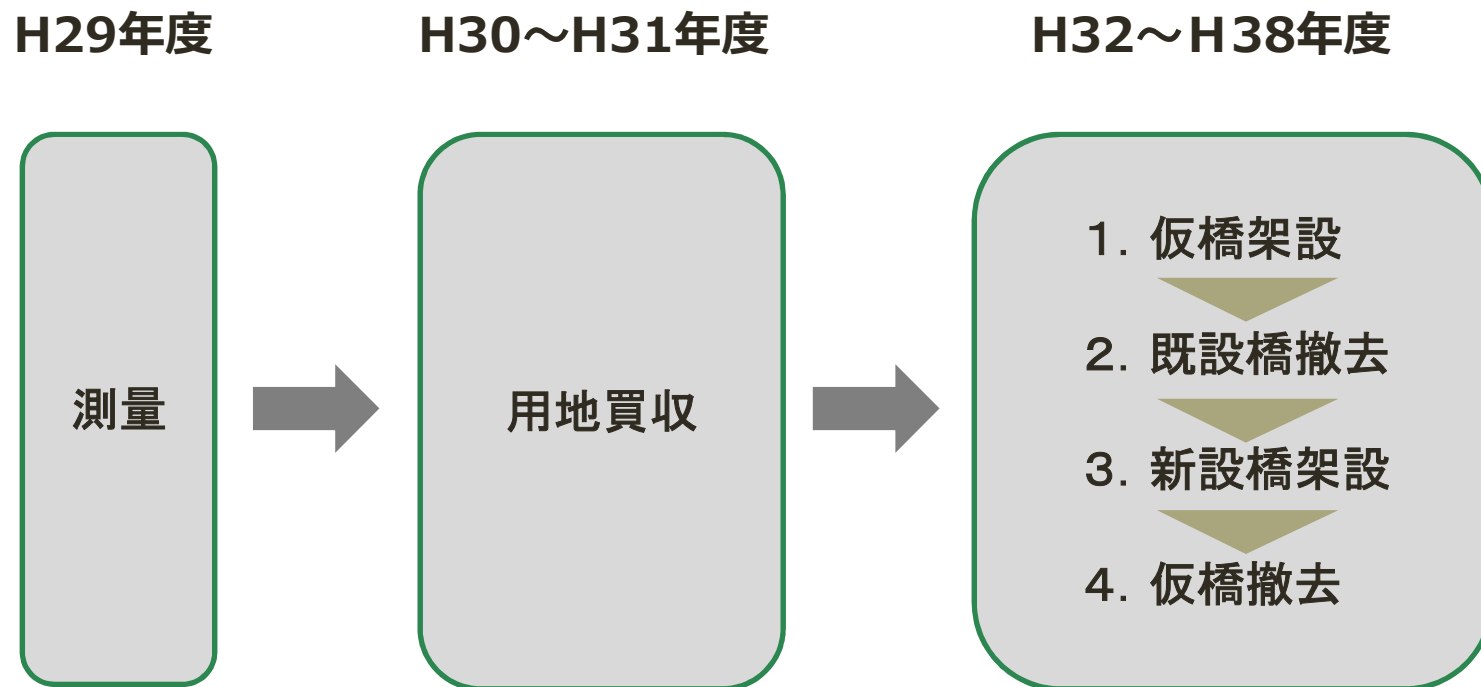
約1.5m

※上記看板を事業用地内に設置します。



## 2 事業認可について

### 今後のスケジュール



※事業が順調に進捗した場合のスケジュールです。